

明石市社会福祉法人連絡協議会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、明石市社会福祉法人連絡協議会(以下「協議会」という。

(事務局)

第2条 協議会は、事務局を明石市社会福祉協議会に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域社会への貢献をめざす社会福祉法人等のネットワークとして、会員相互の情報交換を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)総合的な相談に関する活動
- (2)福祉教育、福祉学習に関する活動
- (3)災害時の要援護者支援に関する活動
- (4)社会福祉法人の情報発信に関する活動
- (5)その他、協議会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 会員は、協議会の目的に賛同した明石市内に事務所又は施設を置く社会福祉法人とする。

(会計)

第6条 協議会の経費は、会費・助成金・寄附金・その他の収入をもって充てる。

(会費)

第7条 協議会の会費を一法人年3,000円と定める。

2 会費の他、事業により発生する負担金を納めるものとする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)監 事 1名

2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 監事は協議会の会計を監査する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会と全体会と役員会の3種類とする。

2 会議は会長が招集し、その議長となる。

3 会議の議事は出席者の過半数の賛成で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は全体会にて別に定める。

附 則

この規約は平成29年5月23日から施行する。